

内閣官房アイヌ総合政策室 標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存満了時の措置
開議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯									
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	①立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	アイヌ施策推進法	法律案の審査等	平成〇〇年度 アイヌ施策推進法	30年	2(1)①1(1)	移管
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言						
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
		②法律案の審査	・法制局提出資料 ・審査録						
		③他の行政機関への協議	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答						
		④開議	・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・開議請議書の写し ・案件表 ・配付資料						
		⑤国会審議	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の開議請議書の写し						
		⑥官報公示その他の公布	・官報の写し						
		⑦解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書						
2 政令の制定又は改廃及びその経緯	①立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	アイヌ施策推進法施行令等	施行令等案の審査等	平成〇〇年度 アイヌ施策推進法施行令等	30年	2(1)①3(1)	移管
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言						
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
		②政令案の審査	・法制局提出資料 ・審査録						
		③意見公募手続	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由						
		④他の行政機関への協議	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答						
		⑤開議	・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・開議請議書の写し ・案件表 ・配付資料						
		⑥官報公示その他の公布	・官報の写し						
		⑦解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書						

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存満了時の措置
3 内閣官房令その他の規則(省令に準ずるものに限る。)の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	内閣官房令等	内閣官房令等	平成〇〇年度 内閣官房令等	30年	2(1)①4(1)	移管
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言						
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書	・内閣官房令案、規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由						
	(3)制定又は改廃	内閣官房令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	・内閣官房令案、規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文						
	(4)官報公示	官報公示に関する文書	・官報の写し						
(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング							
	②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	・逐条解説 ・ガイドライン ・通達 ・運用の手引							
4 閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録	閣議	質問主意書	平成〇〇年度国会質問主意書関係	30年	2(1)①5(3)	移管
		②閣議を求めたための決裁文書及び閣議に提出された文書	・答弁案 ・案件表 ・配付資料						
		③答弁が記録された文書	・答弁書						
	(2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び(1)に掲げるものを除く。)	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示		基本方針等	△△基本方針			
	②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言							
	③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ							
④行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答								
⑤閣議を求めたための決裁文書及び閣議に提出された文書	・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書の写し ・案件表 ・配付資料								
⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し								
5 関係行政機関の長で構成される会議(これを準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・総理指示	関係行政機関の長で構成される会議	アイヌ政策推進本部、アイヌ政策推進会議等	令和元年度△△会議	10年	2(1)①6	移管
		②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
		③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答						
		④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書	・配布資料 ・議事録・議事概要						
		⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書	・決定・了解文書						

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存満了時の措置	
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯										
6	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書 ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書 ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 ⑤申合せの内容が記録された文書	・基本方針 ・基本計画 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・申合せ	複数の行政機関による申合せ	複数の行政機関による申合せ	令和元年度△△申合せ	10年	2(1)①8	移管
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯										
7	個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯 (2)不服申立てに関する審査会等における検討その他の重要な経緯 (3)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 ②情報公開・個人情報保護審査会関係文書 ③裁決書 ①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等 ・審査請求書の写し ・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し ・裁決書 ・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し ・判決書の写し ・和解調書の写し	個人又は法人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	平成〇〇年度行政文書開示請求	5年 (地方の効力が消滅する日を基準) 3年 1年未満	2(1)①11(1)	廃棄
							10年 (地方の効力が消滅する日を基準)	2(1)①11(6)		廃棄 (但し以下については、申審・裁決その他の行政文書等に大きな影響を与えた事件に関するもの)
							10年 (訴訟が終結する日を基準)	2(1)①11(6)		廃棄 (但し以下については、申審・裁決その他の行政文書等に大きな影響を与えた事件に関するもの)
職員の人事に関する事項										
8	職員の人事に関する事項	人事管理文書	人事管理に関する文書	・出勤簿 ・休暇簿 ・週休日の振替等決裁 ・代休指定等決裁	職員人事	出勤簿 休暇簿 週休日の振替等決裁 代休指定等決裁	平成〇〇年出勤簿 平成〇〇年休暇簿 平成〇〇年週休日の振替等決裁 平成〇〇年代休指定等決裁	5年 3年	2(1)①13	廃棄 廃棄
その他の事項										
9	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から8の項までに掲げるものを除く。)	制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案	標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準	平成〇〇年度標準文書保存期間基準	10年	2(1)①14(2)	廃棄
10	予算及び決算に関する事項	歳入及び歳出の決算報告書並びにその国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十二の項イ)	・諸謝金等の使用の行政決裁	予算決算	予算要求	平成〇〇年度予算要求	5年	2(1)①15(2)	廃棄
11	文書の管理に関する事項	文書の管理等	①取得した文書の管理を行うための帳簿等 ②行政文書、保有個人情報等の点検及び監査に関する文書 ③文書管理者等の指名に関する文書	・文書受付簿 ・管理規則第11条第4項に規定する事項を記録した文書 ・行政文書点検・監査関係文書 ・保有個人情報点検・監査関係文書 ・文書管理者等の指名	文書管理	文書管理	平成〇〇年度文書管理	5年 3年	2(1)①22	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存満了時の措置
12 内閣の庶務に関する事項	重要な経緯(1の項から8の項までに掲げるものを除く。)	①各種調査等に関する文書	・調査依頼文書 ・報道発表資料	内閣庶務	内閣庶務	平成〇〇年度内閣庶務	3年	2(1)Q25	廃棄
		②後援名義の使用承認に関する文書	・申請書 ・承認書				5年		廃棄
		③陳情・要請に関する文書	・要望書				1年		廃棄
		④内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書	・内閣官房HPに寄せられた意見				1年未満		廃棄
		⑤内閣の庶務に関する文書(①から④までに掲げるものを除く。)	・関係機関等への照会等文書(軽微なもの) ・関係機関等からの回答等文書(軽微なもの) ・打合せ資料等(軽微なもの) ・会議のログに関する文書				1年未満		廃棄
13 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約	契約	平成〇〇年度契約	契約が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)Q26	廃棄
備考									
<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。</li> <li>本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。</li> <li>保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について(管理規則第7条第9項)第7条(略) <ul style="list-style-type: none"> <li>9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)。 <ol style="list-style-type: none"> <li>別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し</li> <li>定型的・日常的な業務連絡、日程表等</li> <li>出版物や公表物を編集した文書</li> <li>内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答</li> <li>明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書</li> <li>意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書</li> <li>保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書</li> </ol> </li> </ul> </li> <li>保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」(平成28年9月1日総括文書管理者決定)に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。</li> </ul>									